

平準化について

介護保険料は前年中(令和2年1月1日～令和2年12月31日)の収入等を参考に年額が決定されますが、収入等が確定するまでは令和3年2月の保険料を参考に、仮徴収(4・6・8月)として暫定的に年金から天引きします。

しかしながら、令和元年度と令和2年度の介護保険料に差がある場合、本年度(令和3年度)の仮徴収(4・6・8月)と本徴収(10・12・2月)の金額に偏りが生じてしまいます。

そこで、1年を通じて保険料の天引き額ができるだけ均等になるように6月と8月の徴収額を変更する、平準化を図ります。

仮徴収			本徴収 (※7月中旬に通知予定)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から、仮徴収で納めていただいた保険料額を差し引き、残った保険料額を3回に分けて納めていただきます。		